

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 0 9 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 28 年 2 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

### 第 1 監査の対象

平戸市生月支所 地域振興課

### 第 2 監査の期間

平成 27 年 12 月 3 日～4 日

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
  - ① 公印の管理状況
  - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
  - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
  - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。  
指摘事項等は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### 1. まちづくり活性化交付金について

この交付金は、①いきつき春まつり実行委員会、②館浦競漕船大会実行委員会、③いきつき勇魚まつり実行委員会、④いきつきロード実行委員会の4団体に対し交付されているが、①を除く②～④については、事務局を支所もしくは分室が担っている状況にある。

その中で、②③の団体では、平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づき、監査機能を含めた組織体制を整備し適切な対応に改められたい。一方、③は事務局を支所内に置くとあるが、事務局スタッフの明示もなく、実行委員会に支所職員が関わっているのかどうか分からないので、責任の所在を明らかにする意味でも、上記②に対する指摘と同様、適切な取扱いに留意されたい。

#### 2. 25年度施工市道壱部中央線道路整備工事について

平成 26 年 2 月 3 日締結の本工事（第 1 工区）は、同年 3 月 28 日までの工期にかかわらず、3 月 27 日付け工事変更契約書において 18.2%の増額がなされている。しかし、一般的な精算による変更契約ではなく、工事着手後すぐに判明した増額理由であり、契約変更の必要性がわかる工事打ち合わせ簿もない状況下で、工期終了直前に行われているのは不適切といえる。今後は、少なくともその時点での現場監理状況がわかる工事打ち合わせ簿を整備するなど、適切な対応をとっていただきたい。

### 3. 生月風力発電事業について

#### ①平成 26 年度風力発電施設維持管理業務委託（電気設備点検結果記録書）について

平成 26 年 4 月の例月点検において、受配電設備及び発電設備・変圧器の各低圧機器の点検内容の各機器・開閉器等の汚損・損傷の有無の結果が「否」となっているが、委託業者のコメントとしては、重大な懸案事項ではないとしており、以上の報告が平成 27 年 3 月まで続いている。

また、平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月の例月点検まで、受配電設備の受電盤一系統連携盤の点検内容の電柱・支持物の設置状況等の異常の有無の結果が「否」となっているが、委託業者のコメントとしては、緊急性はないが重要度の高い設備なので的確な改修が必要としている。

以上のことから、各設備の点検報告書受領後は、その都度早めに業者と現場確認を行うなど指摘内容を精査し適切な対応を行っていただきたい。

#### ②平成 25 年度風力発電委託業務等について

年次点検工事補助業務、半年点検工事補助業務などは、随意契約を行っているが、理由として、風車工事経験 3 年以上の者を配置することを必要としているものの、作業従事者にかかる履歴証明等の確認がなされていない。

また、半年点検工事補助業務について、契約規則 24 条のただし書きにより、1 者見積りとしているが、他にも業務可能な業者が存すると思われる。

加えて、当初の契約額 287,700 円（期間：平成 25 年 5 月 7 日～5 月 9 日）から、457,800 円（期間：平成 25 年 5 月 7 日～6 月 27 日）に増額しているが、変更理由書が添付されていない。

### 4. 平戸市生月大橋公園施設の指定管理について

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、生月島体験観光協議会が平戸市生月大橋公園の指定管理者となっており、管理業務の範囲として公園の利用、維持管理に関する業務、地場産品等の展示販売に関する業務、地域情報の発信及び観光案内に関する業務、その他市長が必要と認める業務となっている。

そのうち地域情報の発信及び観光案内に関する業務については、売店の職員が兼務している状況である。指定管理料の人件費分の算定にも影響することから、明確な業務区分けを行い適正な指定管理料の積算を行っていただきたい。

また、生月島体験観光協議会は暦年決算、指定管理は年度決算となっており、提出されている指定管理報告書の内容では、決算書や実施事業の内容が見えにくい。指定管理受託者と行政が連携し、透明性のある報告書への見直しを行うこと。

## 第 6 章 むすび

生月支所は、1 課 2 班体制及び衛生センターにおいて業務を行っている。その内容は、地域振興課において戸籍事務や保健福祉関係の各種受付、証明書発行、相談業務

及び漁港、道路、河川並びに農地、災害などに関する出先機関としての業務のほか、生活環境業務として、衛生センターにおいて不燃物処理や火葬場業務などが行われている。

合併から10年を越えた現在も、行政サービス維持を目的に旧生月町からの継続した業務がある一方、徐々に本庁への業務集約化も進んでいるが、限られた人員で多岐に渡る業務をこなしており、専門性が高い業務などは本庁との連携により、支所での対応が完結するよう努力していることが伺えた。今後も事務処理能力の向上に努め、住民サービスの向上に努められたい。

一方、支所は本庁の出先機関のみではなく、自主的な自治（地域振興）組織の支援機能も有しており、当該地域の情報収集の要衝ともなっている。つまり、行政の意思決定が支所全域に浸透し、また市民の要望や動向が迅速に把握できるのは支所の能力に負うところが大きいといえる。中でも、毎年町内各地区から出される要望の数は、平成27年度にあっては189項目にも上り、その対応・処理には、相当の時間と労力を有しているが、進捗管理面においては、地区ごと、種別ごとにきれいに仕分けられており、いつでも迅速にその時点での状況把握ができるようになっていて、支所ならではの細かい配慮と住民対応に寄与できていることが確認できた。

こうした中、本市では、均衡ある発展と持続ある住民福祉の向上を目指し、「自らの地域は自らの手で」というテーマのもと、新しいコミュニティ組織による“新しいまちづくり”を推進しており、現在進められている町内二つの“まちづくり協議会”の発足に向けた支援を怠ることなく、住民自治活動の活性化に寄与するとともに今後の支所のあり方については、こうした支所業務の検証を行いつつ地元との十分な協議を図られたい。

なお、風力発電事業については、これまでの運転実績を踏まえた問題点等を洗い出し、別記のとおり取りまとめたので、今後の事業の参考にしていただきたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

**【参照条文】** 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。